

高年齢者雇用対策施策体系

主な取組の例

① 60歳台の雇用確保



● 65歳までの段階的な定年引上げ、継続雇用制度等の高年齢者雇用確保措置の義務化

(改正高年齢者雇用安定法を平成18年4月に施行)

※ 定年の引上げ、継続雇用制度の年齢は老齢基礎年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度までに段階的に実施(現在64歳)

- 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合44.6%

● 「70歳まで働ける企業」の普及及び促進(定年引上げ等奨励金の拡充等)

- 「70歳まで働ける企業の割合」16.3%(何らかの仕組みにより70歳以上まで働ける企業の割合)

② 高年齢者等の再就職促進



● 募集・採用における年齢制限の禁止を義務化

(改正雇用対策法を平成19年10月に施行)

● 高年齢者等の早期再就職の実現

(試行雇用奨励金、特定求職者雇用開発助成金の拡充等)

③ 多様な就業・社会参加の促進



● シルバー人材センター事業による臨時的・短期的な就業機会の確保の促進

Ⅱ 成長力を支える「トランポリン型社会」の構築

「求職者支援制度」の創設

民主党マニフェストにおいて、職業訓練期間中に、月額10万円の手当を支給する「求職者支援制度」を創設する旨記載されている（「連立政権樹立に当たっての政策合意」（2009年9月9日）においても同旨。）ことを踏まえ、平成23年度の制度創設に向けて、公労使からなる労働政策審議会において検討を進める。

これまでの施策等

- 労使及び各党の提案を踏まえ、新たな雇用のセーフティネットとして、「緊急人材育成・就職支援基金」（一般会計）を創設（平成21年度補正予算で措置）
- 雇用保険を受給できない方を対象として、職業訓練と「訓練・生活支援給付」を実施（給付は月10万円（扶養家族のある方は12万円））

実績(22年度)：【訓練】認定済み定員 14,832人(122,058人) 【給付】受給資格認定件数 6,715件(37,441件) (4月20日現在)

※括弧書きは、平成21年度実績(平成22年3月31日時点)

民主党マニフェスト

職業訓練期間中に、月額最大10万円の手当（能力開発手当）を支給する「求職者支援制度」を創設します
※工程表では平成23年度に創設

「連立政権樹立に当たっての政策合意」（平成21年9月9日）

- 職業訓練期間中に手当を支給する「求職者支援制度」を創設する

緊急経済対策（平成21年12月8日）

- トランポリン型の「第2のセーフティネット」の確立
・ 非正規労働者や長期失業者等に対し、職業訓練とその期間中の生活保障を行う求職者支援制度の創設に向けた検討